

黒石市教育委員会訓令第 2 号

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 8 日

黒石市教育委員会教育長 山 内 孝 行

黒石市教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会専決代決規程（昭和 5 8 年黒石市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表学校教育課の部公印の保管の款の次に次のように加える。

服 務	(1) 課長級の職員の職務に専念する義務の免除 (2) 育児休業及び部分休業の承認及び取消し	課長補佐級以下の職員の職務に専念する義務の免除
-----	---	-------------------------

別表教育研究所の部施設の管理の款を削る。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。